追加資料１

事前説明における指摘事項への対応

〇自動車運送業分野（追って公表予定）

〇建設分野（管路更生育成就労評価試験、鉄筋継手育成就労評価試験（圧接）、建設機械施工育成就労評価試験）

No.	指　摘　事　項	対　　応
１	（全分野共通指摘） 実際に試験を運用していくと試験回数を重ねるごとに合格率が高まっていくことが懸念される。適切に問題のバージョンアップを図りつつも実務に即した適切な評価が出来るように、試験結果の分析や問題の切り口パターンを増やす等、適切な見直しを行っていただきたい。	ご指摘を踏まえて、今後、制度所管省庁及び試験実施機関とも連携しつつ適切に対応してまいります。
２	（全分野共通指摘） 各分野で労働安全衛生コンサルタント等の労働安全衛生の専門家を選任いただいたが、それによって試験問題のレベルアップは図られたのか説明いただきたい。また、選任された労働安全衛生の専門家の資格・経歴についても詳細に伺いたい。	建設分野の試験問題では、労働安全衛生の専門家のご指摘を踏まえて、労働安全衛生に関する問題についての出題数の適正化や正誤問題として出題する問題文の適正化を図るとともに、労働安全衛生に関する実技試験問題をより具体的な場面を想定した専門的な内容として明確化する等の修正を行いました。
３	（全分野共通指摘） 採点基準について、曖昧なものが多く散見される。再確認の上、修正の必要があれば修正もしくはマニュアルを作成すること	ご指摘を踏まえて、制度所管省庁及び試験実施機関とも連携しつつ適切に対応してまいります。
４	（全分野共通指摘） 日本語表現が曖昧であったり、外国人には難しすぎる表現を使っていないかどうか、全分野網羅的に確認を行っていただきたい。（受験生の外国人が日本語の問題を十分に理解できずに、結果、点数が取れず、不合格になってしまうということは避けなければならない、という趣旨。）	ご指摘を踏まえて、再度、網羅的に確認を行い、鉄筋継手について、受験者にとって理解しやすい内容となるよう、体裁の簡素化及び問題文の表現の見直しを実施しました。
５	（全分野共通指摘） 一部の審査基準には、特別教育や技能講習が必要との記載があるが、漁業など一部の審査基準にはその記載がない。記載がない審査基準には記載した方が良いのではないか？	建設分野において当該記載がない審査基準については、労働安全衛生法で規定する特別教育や技能講習を受けることが必要とされる業務に従事しない技能であるため、当該記載を要しないことを確認しております。
６	（管路更生育成就労評価試験）	コンサルタントの方に対しては、問題の難易度が適正なものとなっているかを

	コンサルタントの指摘による修正とのことであるが、表現の正確性を高めるだけの修正であり、難易度が上がっているものではない。 コンサルタントを選任したことによって、安全衛生の試験問題の難易度が上がったとか、専門的な問題に改善されたとか、そういった点についてご説明いただきたい	含めてご確認をいただいております。専門的な観点から講じるべき安全衛生対策が網羅されているかどうかを受験者に判断させるものへと改善しております。
７	（建設機械施工育成就労評価試験） 安全衛生の専門家について、資格として第一種衛生管理者であるが、この資格は衛生に関する資格であり、安全に関しては専門家とは言えない。また、安全衛生責任者講師、安全衛生責任者（職長）教育講師は、免許・資格と言えるものではなく、また、決められた科目についての講師を行うものであり労働安全衛生の専門家として適任と言えるのか。	安全に関して、当該専門家は一級土木施工管理技士を有しており、同資格の有資格者は労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則第４条において、労働安全コンサルタント試験（土木区分）の「土木安全」科目が免除されていることから、土木区分の産業安全に係る専門知識を有すると評価できます。 また、労働安全衛生法で規定する安全衛生教育や特別教育を行う講師を養成するための各種講座を修了しているほか、ゼネコンの安全課長として安全衛生管理業務に従事した職歴も有していることから、総合的に専門家と判断しました。
８	（建設機械施工育成就労評価試験） 試験実施要領の９（１）合格証明書の有効期限について、有効期限を設けないのであれば、本合格証明書は国家資格とのことですから、他の書類の保存期間の年数が定められている以上、名簿等に係る書類は有効期限を設けずに保管する必要があるのではないか。 合格証明書が国家資格を証明するものであれば、管理をしっかりしていただきたいと考える。	合格証明書に期限を設けないことから名簿等に係る書類についても有効期限を設けずに適切に管理してまいります。